

# 令和元年度 第1回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和元年8月9日（金）13時30分～

会 場：TKP天神カンファレンスセンター I会議室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

1) 消費税率引上げに伴う運賃改定について（賀茂藤崎線） 議題1

2) 今宿姪浜線における運行内容の変更について 議題2

3) アイランドシティにおけるオンデマンドバスについて 議題3

### 4 閉 会

## 令和元年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
福岡市自治協議会等 7 区会長会 代表	いしばし ゆういち 石橋 雄一	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	い で ま き こ 井手 真紀子	
九州運輸局 福岡運輸支局長	さかもと まさひろ 坂本 正弘	
一般社団法人福岡県バス協会 専務理事	なかがわら たつや 中川原 達也	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	ひがし きんや 東 欣哉	
一般社団法人福岡市タクシー協会 専務理事	もりかわ なおゆき 森川 直行	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	やまもと よしみ 山本 義美	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	はしもと よしあき 橋本 佳明	会長

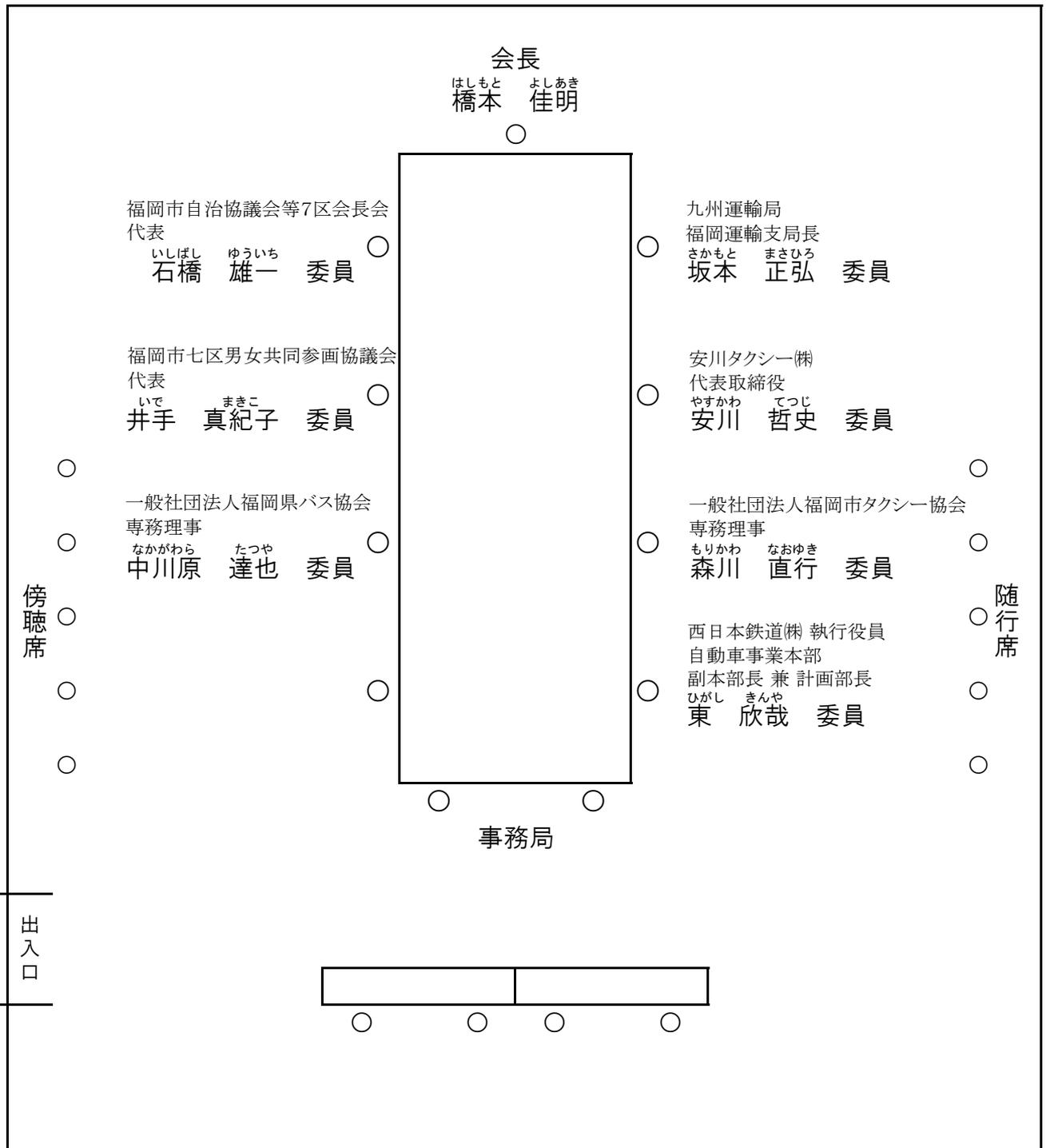
### 事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	たけした かずひろ 竹下 和宏	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	よしおか あさこ 吉岡 麻子	

# 令和元年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和元年8月9日（金）13時30分～

会場：TKP天神カンファレンスセンター | 会議室



## 今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議及び、道路運送法に基づく協議を行う。

### ■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議	
第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。	
2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。	
(1) 生活交通の在り方に関する事項	議題1・2
(2) 特別対策区域に関する事項	
(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項	
3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。	議題3
4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。	

### ■道路運送法（抜粋）

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)
第九条第四項 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、 <u>地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは</u> 、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

### ■道路運送法施行規則（抜粋）

(地域公共交通会議の構成員)
第九条の三 <u>地域公共交通会議</u> は、次に掲げる者により構成するものとする。
一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
三 住民又は旅客
四 地方運輸局長
五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
イ 道路管理者
ロ 都道府県警察
二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

### ■地域公共交通会議の目的「地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン」（抜粋）

「地域公共交通会議」は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。
---

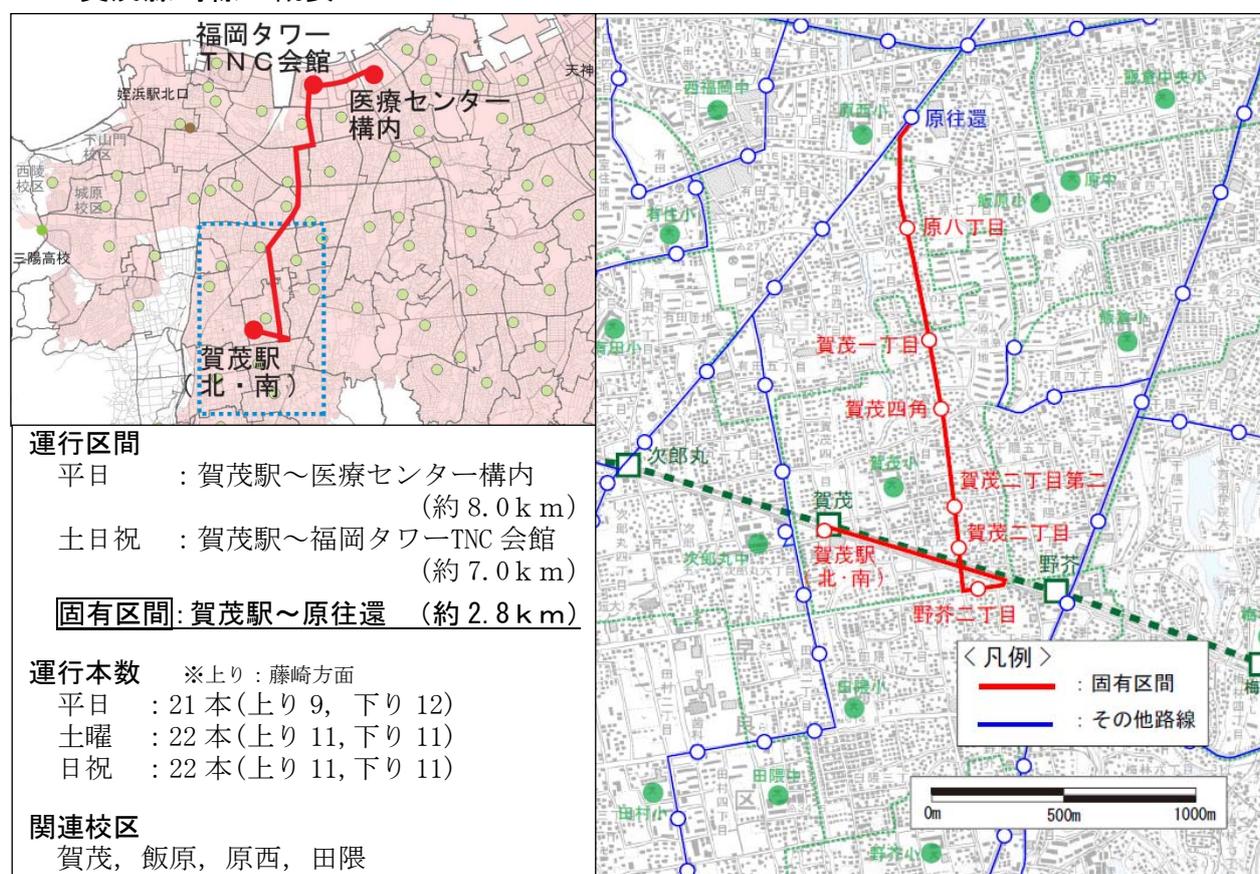
■消費税率引上げに伴う運賃改定について（賀茂藤崎線）

1. 主旨

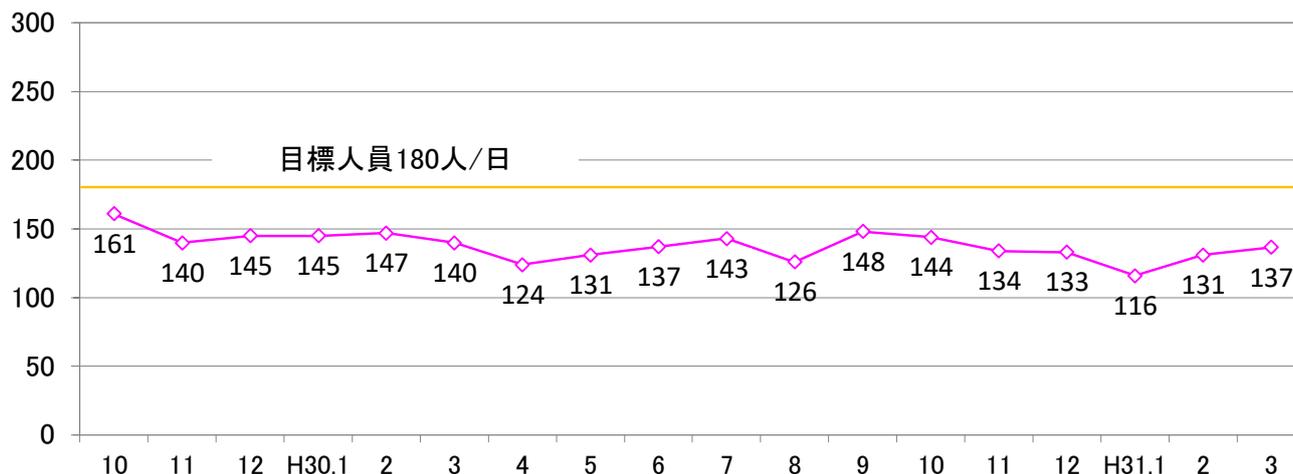
賀茂藤崎線については、平成22年3月に、交通事業者である西日本鉄道(株)より一部区間の廃止の申し出がなされた。地域住民より路線存続の強い要望が寄せられ、地域住民・交通事業者・行政が一体となって利用促進の取り組みを続けてきた。しかしながら、利用者数が目標に届かず、路線継続が厳しい状況であったこと、また、地域住民より運賃改定を行ってでもよいので路線を継続してほしいとの強い要望が寄せられていたことから、平成24年9月より、運賃の一部を値上げ（協議運賃）し、運行の継続がなされている。

今回、令和元年(2019年)10月1日からの消費税率引上げに伴う運賃の改定について、会議に諮るもの。

2. 賀茂藤崎線の概要



<参考>利用状況（平日1日平均利用者数（人/日））







#### 4. 議決事項

##### （1）地域との協議状況

今回の議決事項については、沿線校区（賀茂，飯原，田隈，原西）の地域代表者に改定案を説明（令和元年（2019年）7月10日）し、合意が得られている。

##### （2）議決事項

①運賃申請：届出運賃

**【参考】議決の根拠法令（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）**

①運賃申請（運賃・料金の設定，変更に係る手続きの簡素化）

→協議を調えることにより，運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。



■今宿姪浜線における運行内容の変更について

3. 運行内容の変更について

(1) ダイヤの改正

【現行ダイヤ】

平日ダイヤ

	上り	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
<b>今宿駅 または 姪浜駅北口 行き</b>												
今宿野外活動センター	7:10	7:40	9:00	10:20	11:30	12:40	14:10	15:30	16:40	18:00	19:20	
叶町	7:11	7:41	9:01	10:21	11:31	12:41	14:11	15:31	16:41	18:01	19:21	
叶嶽宮前	7:12	7:42	9:02	10:22	11:32	12:42	14:12	15:32	16:42	18:02	19:22	
本村	7:13	7:43	9:03	10:23	11:33	12:43	14:13	15:33	16:43	18:03	19:23	
上青木	7:14	7:44	9:04	10:24	11:34	12:44	14:14	15:34	16:44	18:04	19:24	
青木	7:16	7:46	9:06	10:26	11:36	12:46	14:16	15:36	16:46	18:06	19:26	
青木入口	7:18	7:48	9:08	10:28	11:38	12:48	14:18	15:38	16:48	18:08	19:28	
今宿（三菱電機正門前）	7:19	7:49	9:09	10:29	11:39	12:49	14:19	15:39	16:49	18:09	19:29	
<b>今宿駅</b>	<b>7:23</b>	<b>7:50</b>	<b>9:10</b>	<b>10:30</b>	<b>11:40</b>	<b>12:50</b>	<b>14:20</b>	<b>15:40</b>	<b>16:50</b>	<b>18:10</b>	<b>19:30</b>	
今宿郵便局前	—	7:52	9:12	10:32	11:42	12:52	14:22	15:42	16:52	18:12	—	
長垂海浜公園前	—	7:54	9:14	10:34	11:44	12:54	14:24	15:44	16:54	18:14	—	
大谷	—	7:56	9:16	10:36	11:46	12:56	14:26	15:46	16:56	18:16	—	
生の松原海岸	—	7:57	9:17	10:37	11:47	12:57	14:27	15:47	16:57	18:18	—	
生の松原	—	7:59	9:19	10:38	11:48	12:58	14:28	15:48	16:58	18:20	—	
九大宿舍前	—	8:01	9:21	10:40	11:50	13:00	14:30	15:50	17:00	18:22	—	
小戸	—	8:03	9:23	10:43	11:53	13:03	14:33	15:53	17:03	18:25	—	
姪の浜	—	8:06	9:25	10:45	11:55	13:05	14:35	15:55	17:05	18:28	—	
姪浜駅北口	—	8:10	9:30	10:47	11:57	13:07	14:37	15:57	17:07	18:30	—	

	下り	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
<b>今宿野外活動センター 行き</b>												
姪浜駅北口	—	8:20	9:40	10:50	12:00	13:40	14:50	16:00	17:20	18:40	—	
姪の浜	—	8:24	9:44	10:54	12:04	13:44	14:54	16:04	17:24	18:44	—	
小戸	—	8:26	9:46	10:56	12:06	13:46	14:56	16:06	17:26	18:46	—	
九大宿舍前	—	8:28	9:48	10:58	12:08	13:48	14:58	16:08	17:28	18:48	—	
生の松原	—	8:30	9:50	11:00	12:10	13:50	15:00	16:10	17:30	18:50	—	
生の松原海岸	—	8:32	9:51	11:01	12:11	13:51	15:01	16:11	17:32	18:52	—	
大谷	—	8:34	9:52	11:02	12:12	13:52	15:02	16:12	17:33	18:53	—	
長垂海浜公園前	—	8:36	9:54	11:04	12:14	13:54	15:04	16:14	17:35	18:55	—	
今宿郵便局前	—	8:38	9:56	11:06	12:16	13:56	15:06	16:16	17:37	18:57	—	
<b>今宿駅</b>	<b>7:23</b>	<b>8:40</b>	<b>9:58</b>	<b>11:08</b>	<b>12:18</b>	<b>13:58</b>	<b>15:08</b>	<b>16:18</b>	<b>17:40</b>	<b>19:00</b>	<b>19:30</b>	
今宿（ナフコ今宿店前）	7:24	8:41	9:59	11:09	12:19	13:59	15:09	16:19	17:41	19:01	19:31	
青木入口	7:25	8:42	10:00	11:10	12:20	14:00	15:10	16:20	17:42	19:02	19:32	
青木	7:27	8:44	10:02	11:12	12:22	14:02	15:12	16:22	17:44	19:04	19:34	
上青木	7:29	8:46	10:04	11:14	12:24	14:04	15:14	16:24	17:46	19:06	19:36	
本村	7:30	8:47	10:05	11:15	12:25	14:05	15:15	16:25	17:47	19:07	19:37	
叶嶽宮前	7:31	8:48	10:06	11:16	12:26	14:06	15:16	16:26	17:48	19:08	19:38	
叶町	7:32	8:49	10:07	11:17	12:27	14:07	15:17	16:27	17:49	19:09	19:39	
今宿野外活動センター	7:33	8:50	10:08	11:18	12:28	14:08	15:18	16:28	17:50	19:10	19:40	

■今宿姪浜線における運行内容の変更について

【ダイヤ改正案】

赤字：現行ダイヤからの改正

	上り	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
<b>今宿駅 または 姪浜駅北口 行き</b>												
今宿野外活動センター	7:10	7:40	9:02	10:21	11:33	12:45	14:25	15:41	16:57	18:15	19:36	
叶町	7:11	7:41	9:03	10:22	11:34	12:46	14:26	15:42	16:58	18:16	19:37	
叶嶽宮前	7:12	7:42	9:04	10:23	11:35	12:47	14:27	15:43	16:59	18:17	19:38	
本村	7:13	7:43	9:05	10:24	11:36	12:48	14:28	15:44	17:00	18:18	19:39	
上青木	7:14	7:44	9:06	10:25	11:37	12:49	14:29	15:45	17:01	18:19	19:40	
青木	7:15	7:45	9:07	10:26	11:38	12:50	14:30	15:46	17:02	18:20	19:41	
青木入口 (マルキョウ前)	7:17	7:47	9:09	10:28	11:40	12:52	14:32	15:48	17:04	18:22	19:43	
今宿 (三菱電機正門前)	7:18	7:48	9:10	10:29	11:41	12:53	14:33	15:49	17:05	18:23	19:44	
<b>今宿駅</b>	7:22	7:52	9:14	10:33	11:45	12:57	14:37	15:53	17:09	18:27	19:48	
今宿郵便局前	—	7:54	9:16	10:35	11:47	12:59	14:39	15:55	17:11	18:29	—	
長垂海浜公園前	—	7:56	9:18	10:37	11:49	13:01	14:41	15:57	17:13	18:31	—	
大谷	—	7:58	9:20	10:39	11:51	13:03	14:43	15:59	17:15	18:33	—	
生の松原海岸	—	7:59	9:21	10:40	11:52	13:04	14:44	16:00	17:16	18:35	—	
生の松原	—	8:01	9:23	10:41	11:53	13:05	14:45	16:01	17:17	18:37	—	
九大宿舎前 (生の松原元寇防塁前)	—	8:02	9:24	10:42	11:54	13:06	14:46	16:02	17:18	18:38	—	
小戸	—	8:04	9:26	10:44	11:56	13:08	14:48	16:04	17:20	18:41	—	
姪の浜	—	8:07	9:28	10:46	11:58	13:10	14:50	16:06	17:22	18:44	—	
姪浜駅北口	—	8:11	9:33	10:48	12:00	13:12	14:52	16:08	17:24	18:46	—	

	下り	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
<b>今宿野外活動センター 行き</b>												
姪浜駅北口	—	8:16	9:38	10:53	12:05	13:45	14:57	16:13	17:29	18:51	—	
姪の浜	—	8:20	9:42	10:57	12:09	13:49	15:01	16:17	17:33	18:55	—	
小戸	—	8:21	9:43	10:58	12:10	13:50	15:02	16:18	17:34	18:56	—	
九大宿舎前 (生の松原元寇防塁前)	—	8:23	9:45	11:00	12:12	13:52	15:04	16:20	17:36	18:58	—	
生の松原	—	8:24	9:46	11:01	12:13	13:53	15:05	16:21	17:37	18:59	—	
生の松原海岸	—	8:26	9:47	11:02	12:14	13:54	15:06	16:22	17:39	19:01	—	
大谷	—	8:28	9:48	11:03	12:15	13:55	15:07	16:23	17:40	19:02	—	
長垂海浜公園前	—	8:30	9:50	11:05	12:17	13:57	15:09	16:25	17:42	19:04	—	
今宿郵便局前	—	8:32	9:52	11:07	12:19	13:59	15:11	16:27	17:44	19:06	—	
<b>今宿駅</b>	7:23	8:34	9:54	11:09	12:21	14:01	15:13	16:29	17:47	19:09	19:48	
今宿 (ナフコ今宿店前)	7:27	8:38	9:58	11:13	12:25	14:05	15:17	16:33	17:51	19:13	19:52	
青木入口 (マルキョウ前)	7:28	8:39	9:59	11:14	12:26	14:06	15:18	16:34	17:52	19:14	19:53	
青木	7:30	8:41	10:01	11:16	12:28	14:08	15:20	16:36	17:54	19:16	19:55	
上青木	7:31	8:42	10:02	11:17	12:29	14:09	15:21	16:37	17:55	19:17	19:56	
本村	7:32	8:43	10:03	11:18	12:30	14:10	15:22	16:38	17:56	19:18	19:57	
叶嶽宮前	7:33	8:44	10:04	11:19	12:31	14:11	15:23	16:39	17:57	19:19	19:58	
叶町	7:34	8:45	10:05	11:20	12:32	14:12	15:24	16:40	17:58	19:20	19:59	
今宿野外活動センター	7:35	8:46	10:06	11:21	12:33	14:13	15:25	16:41	17:59	19:21	20:00	

※土日祝日ダイヤは改正なし

## ■今宿姪浜線における運行内容の変更について

---

### (2) バス停名の変更

現行：青木入口                      変更後：青木入口（マルキョウ前）  
現行：九大宿舎前                  変更後：九大宿舎前（生の松原元寇防塁前）

### (3) 改正予定日

令和元年(2019年)10月1日

## 4. 議決事項

### (1) 地域との協議状況

運行内容の見直しについては、地域、交通事業者、福岡市で構成される「今宿姪浜線乗合バス連絡協議会」（令和元年(2019年)6月24日開催）にて、合意が得られている。

### (2) 議決事項

○運行計画の変更（ダイヤ改正及びバス停名の変更）

今後、運行時刻のみ変更を行う場合は、「今宿姪浜線乗合バス連絡協議会」にて、合意の上、交通事業者が福岡運輸支局に届出を行い、事務局より結果について、地域公共交通会議にて報告する。

■ アイランドシティにおけるオンデマンドバスについて

1. 路線概要について

(1) 運行事業者

西日本鉄道株式会社

(2) 運行の態様

区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）

(3) 営業の区域

アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目, みなと香椎1～3丁目）

(4) 運行の区域

アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目, みなと香椎1～3丁目）～  
イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）, 御幸町バス停付近（東区千早6丁目）,  
千早駅（東区千早4丁目）

(5) 利用種別

アイランドシティ地区内 ⇔ アイランドシティ地区内：利用可（○）

アイランドシティ地区内 ⇔ アイランドシティ地区外：利用可（○）

アイランドシティ地区外 ⇔ アイランドシティ地区外：利用不可（×）



(6) 運行形態

予約のあるミーティングポイント及び乗降場所間を効率的に運行

(7) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行



## ■ アイランドシティにおけるオンデマンドバスについて

### ○ミーティングポイント設置状況

#### ①路面貼り付け型



#### ②敷地内置き型



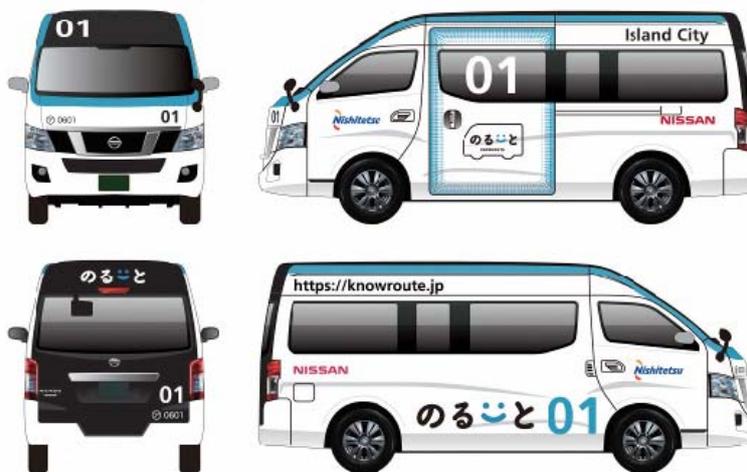
### (9) 運行車両

使用車両：ワンボックス車両(乗車定員(運転手除く)9名) 5台

※需要を踏まえ、時間帯別に運行車両台数は変動予定

※折りたたみ式車いすでの乗車は可

利用者が一般タクシーと区別できるように車体にサービス名称を明示



### (10) 運行時間

運行時間帯 : 6:00~22:00 頃 (別記予約時間内に受け付けた運送の完了まで)

運行間隔 : 「アイランドシティ地区⇒地区外⇒地区内」を1便と仮定し、  
1時間当たり2便~10便(1台あたり2便/時間)

## ■ アイランドシティにおけるオンデマンドバスについて

### (11) 予約方法

予約方法 : 事前に会員登録の上、アプリまたは電話で予約する。  
 予約・取消受付 : 6:00~22:00 (電話予約は 9:00~18:00 まで (土日祝除く))



スマホアプリ上で、簡単に出発地/目的地を設定



直ぐに最適な車両を配車。乗降ポイント、車両情報、到着予想時刻等をご案内



自宅、職場等、日々の往来場所は事前登録によりワンクリックで行き先指定可能



クレジットカードまたはnimocaによるキャッシュレス決済

### (12) 運賃

種類		額および適用方法		
		アイランドシティ 地区内	アイランドシティ ～イオンモール香 椎浜	アイランドシティ ～千早駅 (御幸町)
運賃	大人 12歳以上(中学生以上)	200円	300円	400円
	小児 6歳以上12歳未満(小学生)	100円	150円	200円
	旧 幼児 1歳以上6歳未満	100円	150円	200円
	新 (未就学児)	無料 旅客1名につき2名迄	無料 旅客1名につき2名迄	無料 旅客1名につき2名迄
決済手段	障がい者	100円	150円	200円
	現金	乗車時	乗車時	乗車時
	nimoca (SF)	乗車時	乗車時	乗車時
	交通用福祉ICカード	乗車時	乗車時	乗車時
	クレジットカード	スマホアプリ上	スマホアプリ上	スマホアプリ上

※西鉄バスの各種乗車券及び定期券はご利用いただけません。

## ■ アイランドシティにおけるオンデマンドバスについて

### (13) 割引等

割引の種類	概要	クーポン額&付与ポイント	適用開始時期
アプリ初回ダウンロード特典	会員1名につき1回、クーポンコードを発行。	400円分	サービス開始時 4月25日より運用
多頻度割引	1か月間で3,000円ご利用いただく毎に、クーポンコードを発行。	300円分	
乗継ポイント	オンデマンドバスと路線バスの乗継利用者について、登録頂いた記名式nimocaカードにポイントを付与。 ※オンデマンドバスはクレジットカードorニモカ、路線バスはニモカによる決済の場合に限る。	50ポイント ※小児・幼児・障がい者割引運賃適用者については25ポイント	
e定期	アプリ上で使える電子定期券（1か月）をアプリ上で発行（本人限り有効） 大人1ヶ月16,200円（税込） 小人・障がい者8,100円（税込） 本券利用時は多頻度割引の適用無し。		10月より 販売・運用開始
eチケット	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で5,000円（税込）で発行。 本券利用時は多頻度割引の適用無し。	ボーナスクーポン 600円分付与	10月より 販売・運用開始

※上記の割引の種類・適用期間・適用額については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

### (14) 運行期間

運行開始日（2019年4月25日）から1年間

### (15) 運賃改定予定日

令和元年（2019年）10月1日

### (16) 利用状況（7月末日時点）

平日 : 約 130 人／日

土曜・日祝 : 約 100 人／日

## ■ アイランドシティにおけるオンデマンドバスについて

### 2. 議決事項

#### (1) 理由

アイランドシティオンデマンドバスの実証運行について、アイランドシティ地区のバス路線を補完する交通として、公共交通の利便性向上に資することから、運賃改定を行うもの。

#### (2) 議決事項

##### ① 運賃申請：届出運賃

【参考】議決の根拠法令（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

① 運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）

→ 協議を調えることにより、運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。

参考：アイランドシティ地区周辺の路線バス



## 福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

改正 平成24年 8月16日規則第112号

平成26年 3月31日規則第89号

平成28年 3月28日規則第43号

### (趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

### (会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

### (交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。
- 3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則（平成24年8月16日規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第89号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第43号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 福岡市地域公共交通会議運営要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の開催手続)

**第2条** 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

### (委員の代理)

**第3条** 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあつては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

### (会議の議事進行)

**第4条** 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

### (傍聴の取扱)

**第5条** 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

### (会議録)

**第6条** 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

### (書面開催)

**第7条** 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
  - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

